避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者名簿とは？

災害時において、ご自身での避難が困難であり、他者の支援を必要と想定される方を事前に登録したものです。

事前に登録された名簿は、市と協定を結んだ自治会や自主防災組織などの避難支援等関係者に提供し、「平常時」「災害時」における活動に活用します。

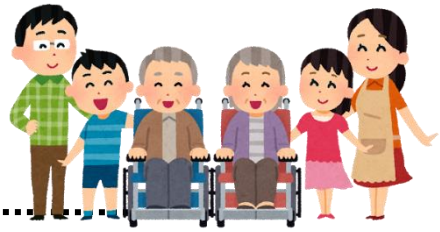

登録情報

①氏名　②生年月日　③性別　④住所　⑤電話番号
⑥支援を必要とする理由（例：要介護状態区分、障害等級など）

活用方法

〈平常時〉
- 災害時の避難支援方法についての検討
- 見守り活動

〈災害時〉
- 避難誘導等の支援
- 安否確認

登録された名簿の提供については、「平常時」「災害時」で異なります。

平常時：同意者のみ、避難支援等関係者に提供
災害時：同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に提供

交付された名簿情報について

個人情報の取扱いに留意し、自治会内の関係者にて名簿情報を共有することは可能です。
平常時の見守りや災害時に避難誘導、安否確認が出来るよう、自治会内での定期的な名簿情報の確認をお願いします。
自治会内の関係者：自治会長、評議員等区の役員、民生委員

個人情報取扱注意事項

1．名簿情報や避難支援の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らさないこと。
2．名簿情報を目的外に使用しないこと。
3．名簿情報の複製や複写はしないこと。
4．第三者へ提供しないこと。
5．施錠可能な保管庫等に保管するなど、名簿の紛失がないように情報管理を徹底すること。

避難行動要支援者個別計画作成について

個別計画とは

「個別計画」とは、地震や風水害などの自然災害が発生したとき、自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）及び避難支援者が適切な避難行動を迅速に行えるよう、災害時に誰と、どこに、どうやって避難するのかをまとめた、避難行動要支援者ひとりひとりの避難計画のことです。

個別計画策定において、整理・把握しておくこと

- 氏名、生年月日、性別、住所、要支援者情報、連絡先
- 緊急連絡先
- 世帯状況（一人暮らし、家族等の同居　等）
- 南城市防災マップの状況
- 避難場所、避難支援者について

どうして個別計画を作成するのか

あらかじめ避難先や避難方法を決めておくことで、避難行動要支援者の災害時の行動を確認し、迅速に避難できるよう対応することができます。また、避難行動要支援者の名簿や計画を地域の支援者に提供し、その情報を日頃から活用していただくことで、地域における災害時の避難支援の実効性を高めることにつながります。

ご協力下さい

個別計画作成について、R7 年１月より福祉専門職へ委託し、作成を行っていく予定です。個別計画書には、避難支援者（災害時において、避難行動要支援者に対し可能な限り情報の伝達、避難誘導等の支援を行うもの）を記入する欄を設けています。
福祉専門職より地域の皆様へ、避難支援者への協力や相談があった際には、対象者について一緒に考えて頂けるようご協力をお願い致します。

※災害発生時には、災害の状況により、必ずしも支援を受けられるとは限りません。支援する側も、まずはご自身やご家族の安全確保が最優先となるため、可能な範囲での支援となります。また、法的な責任や義務を負うものではありません。

問い合わせ先　生きがい推進課　☎098-917-5341